平成２５年（フ）第１９６号
埼玉県川口市大字伊刈875―８　コスモハイツ101号室、住民票上の住所さいたま市浦和区神明２丁目７番11号　レオパレスコマキ205
債務者　仲沢　卓也
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
埼玉県川口市栄町１丁目８番17号　パールハイツ103号、旧住所埼玉県川口市朝日２丁目６番12号
債務者　藤田　法男
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎１―301、前住所愛知県岡崎市羽根西２丁目５番地２
債務者　ミノル電気こと　阿部　信義
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎１―301、前住所愛知県岡崎市羽根西２丁目５番地２
債務者　阿部すみ子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
愛知県豊田市四郷町下古屋61番地２　県営６―503号
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
熊本市北区鶴羽田３丁目12番19号
債務者　合志須賀子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―3005号　共同住宅
債務者　島袋　照子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５４号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜102番地の２　テラス華102
債務者　金丸　明裕
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８６号
北海道旭川市住吉４条２丁目６番４号
債務者　勝本　剛史
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
北海道深川市納内町字納内5952番地
債務者　長谷川卓也
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９号
北海道旭川市緑町16丁目3023番地の９
債務者　早川　雅子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
北海道旭川市東旭川北２条６丁目３番９号　工藤
債務者　工藤　千尋
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
北海道旭川市本町２丁目437番地の80　トキワの森
債務者　山田なぎさ（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５号
北海道旭川市永山10条６丁目５番14号　サニーハウスＢ棟202号室
債務者　村重　梨奈
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
北海道旭川市豊岡15条６丁目４番３―334号　市住334号
債務者　横山　　均
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部